

新型コロナウイルスワクチン予防接種（住民接種） 実施計画

令和3年6月

南山城村

新型コロナワクチン予防接種（住民接種） 実施計画

第1 概要

第2 基本的事項

第3 予防接種の対象者

1. 対象者の範囲
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 接種対象者への連絡

第4 予防接種実施の体制等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種会場
5. 接種体制の確保
6. 予約受付
7. 接種を実施する段階における注意及び予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 村民への情報提供、相談受付
11. 予防接種による健康被害の発生
12. 健康被害救済の申請受付、給付
13. 接種記録の管理

14. その他

- ・ スタッフ集合時間
- ・ 当日スタッフの駐車スペース
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種会場フローチャート
- ・ 接種コーナーの案内・接種・接種後の対応
- ・ 接種後の事務処理・業務フローチャート

第5 参考資料等

1. 受付事前準備（会場入口前）注意事項
2. 予診票の記入及び受付（会場内）処理
3. 予診票内容チェック
4. 医師による問診
5. 接種後の副反応の緊急書道対応時マニュアル

第6 ワクチン接種会場レイアウト（配置イメージ・接種の流れ）

1. ワクチン接種会場全体レイアウト（各エリアの配置イメージ・接種の導線）
2. 受付前待機エリア・事前書類確認エリア
3. 受付エリア・予診票確認エリア
4. ワクチン接種エリア
5. ワクチン接種エリア（研修室）
6. ワクチン接種済証・接種台帳記録・次回予約エリア
7. 健康観察エリア（ホール内）
8. 健康観察エリアからの帰宅ルートと送迎バス待ち待機

第7 ワクチン接種 南山城村集団接種会場 スタッフ名簿

第8 予防接種を適切に実施するための間違い防止チェックリスト

第9 送迎バス運行時刻表

第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、南山城村の住民の生命及び健康を守るため、総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、現在、国民が接種に必要な量のワクチン供給体制の確保について緊急的な取り組みが進められており、国の主導的役割、京都府の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な市町村では、実際にワクチン接種を実施する直接的な取り組みの役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

予防接種に必要な新型コロナワクチンの確保が進む状況の中で、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における基本的な考え方、予防接種の対象者、予防接種実施の体制等について示すものである。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的事項

新型コロナワクチン予防接種（住民接種）実施計画の策定に当たっては、以下の点に留意し策定を行うものとする。

1. 実際に住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう、相楽医師会・相楽薬剤師会や村医療機関等と十分協議する。
2. 住民接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、予防接種の時間的余裕について、十分配慮を行う。
3. 原則、国が示す予防接種の手引きでは、住民票所在地の村内で接種を受けることとしているが、ワクチンの供給時期や供給量が十分ではなく、またワクチンの取り扱いが個別接種実施を医療機関等で行うための体制を構築するには、困難な条件を個別に対応する必要があることから、より具体的で詳細なオペレーションにより実施することになるため、更なるマンパワーが必要となる。

これを踏まえ、集団免疫の早期獲得の観点から、限りあるマンパワーを集団接種に優先的に注力することで、より多くの方の免疫獲得を目指すため集団接種を優先実施するものである。個別接種は、集団接種を実施したのち、集団接種では接種困難な対象者や集団接種のタイミングで接種できなかった対象者をフォローする形で実施方法の詳細検討し計画実施するものとする。

当面は、個別接種の課題があることを踏まえつつ、集団接種の早期完了を念頭に、集団接種会場の3つの密や感染者との接触を回避する対策を講じつつ、集団接種推進のための接種実施体制の構築を計画する。

4. 新型コロナウイルス感染対策実施において地域医療や通常の保健医療実施に過度な悪影響が生じないように、必要な医療体制を維持する。

第3 予防接種の対象者

1. 対象者の範囲

- (1) 原則、住民票所在地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に南山城村の住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく、いわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外する。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると村長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。

【やむを得ない事情で住民票所在地以外での接種できる者の例】

- ① 市町村への申請が必要な方
 - ・ 出産のため里帰りしている妊産婦
 - ・ 遠隔地へ下宿している学生
 - ・ 単身赴任者 等
- ② 市町村へ申請が不要な方
 - ・ 入院、入所者
 - ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
 - ・ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
 - ・ 市町村以外の医療機関から往診により在宅で接種を受ける場合
 - ・ 災害による被害にあった者
 - ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、村が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者である。

ただし、こうした接種順位については、今後の科学的知見により国が見直しを示した際は、これに合わせて村がワクチン接種実施計画においても見直しをすることがある。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 高齢者 | 令和3年度中に65歳以上に達する方 |
| | | ワクチンの供給量が確定したことにより、対象となる高齢者について一斉の集団接種を基本とした計画において、実施を行う。 |
| | | 集団接種会場
南山城村文化会館（やまなみホール） |
| | | なお、集団接種を実施するにあたり、隣接する笠置町及び笠置町内の医療機関と協力体制を構築し、相互協力のもと実施する。 |
| ▶ | 接種日時 | 5/16（Aグループ）1回目 9:00～12:00まで 13:00～17:00まで |
| | | 6/6 2回目 9:00～12:00まで 13:00～17:00まで |
| | | 5/30（Cグループ）1回目 9:00～12:00まで 13:00～17:00まで |

6/20	2回目 9:00~12:00まで 13:00~17:00まで
※5/23 (Bグループ) 6/13	1回目 9:00~12:00まで 13:00~16:00まで 2回目 9:00~12:00まで 13:00~16:00まで 日程が合わない場合、笠置町と調整のうえ接種可能
<p>2 基礎疾患を有する者</p> <p>(1) 令和3年度中に 65 歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・精神疾患 <p>(2) 基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方</p>	
<p>2 高齢者施設等の従事者</p> <p>高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。）において、利用者に直接接する職員</p> <p>* 高齢者施設等の範囲の詳細は、予防接種の手引きに示す範囲とする。</p> <p>※高齢者施設等の従事職員枠としてのワクチン配給がないこと、また近隣市町の一般接種時期が不透明であることから、高齢者介護事業所、学校、保育所、役場のぎょうせい基本サービスを提供する従事する職員について、一般住民の接種時期を優先しつつ、住所地外の従事職員の接種について、接種枠を設け各事業所から住所地外対象職員で村での接種を希望する対象者を接種</p>	
<p>2 60～64 歳の者</p> <p>ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う。</p> <p>※一般接種の対象者全員分のワクチンを確保できたことから、年齢区分を区別せず一般接種対象者として接種をスタートさせる</p>	
<p>3 上記以外の者 ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。</p> <p>5/31 一般接種対象者の接種案内・接種券の発送を実施 Dグループ</p> <p>6 月 27 日（日） 場所：南山城村文化会館（Dグループ 1 回目） 接種規模 600人予定（※必要に応じて枠拡大）</p>	

※数に限りはありますが、基礎疾患を有する方で早期の接種を希望される方の優先枠をご用意。該当される方は予約コールセンターにお問い合わせで対応。

7月18日(日) 場所：南山城村文化会館(Dグループ 2回目)

Eグループ

7月4日(日) 場所：笠置いこいの館(Eグループ 1回目)

7月25日(日) 場所：笠置いこいの館(Eグループ 2回目)

※Eグループは、笠置町在住の方が優先接種。

D・Fの日程でご都合の合わない方でE日程を希望される方を電話で対応。

Fグループ

7月11日(日) 場所：南山城村文化会館(Fグループ 1回目)

接種規模 600人予定(※必要に応じて枠拡大)

8月1日(日) 場所：南山城村文化会館(Fグループ 2回目)

※接種年齢が6月1日に12歳以上引き下げが行われたため、対象年齢を12歳以上とし、6/4対象年齢に対し、接種券を発送。

接種実施は、D・Fグループの接種日程で集団接種として実施する。

4 個別接種の対応について

高齢者・重度障がい者等の在宅療養者で、集団接種会場に来ることができない方(寝たきりを含む)について、訪問巡回接種を実施。

実施時期 高齢者の集団接種完了後。接種済者以外の対象者を順次、接種意向を確認し、医療機関と接種日程の調整を行い順次接種を予定。

※個別接種の実施時期等は、現在6月16日(水)高齢者在宅療養者(1回目)

重度障がい者等の対象者の在宅接種を6月30日(水)(1回目)を予定。

個別接種が必要な在宅両療養者に個別に連絡を取り、医療機関等と日程調整中。

7月下旬までに高齢者・重度障がい者等を対象者とした個別接種を完了予定。

5 職域(学校・保育所・居宅介護事業所及び村の関係施設)の村外勤務従事する方の住所

地外接種によるクラスターによる感染リスク対策による接種

住所地での接種時期等の見通し立たない方、又は接種が大幅に遅れることが想定される方について、南山城村の住民接種の残余ワクチン枠を活用し、学校や保育所、居宅介護事業所などで発生するクラスターによる感染予防を行うため、実施する。

対象 居宅介護事業所、学校、保育所、役場関係職員等を対象

接種時期については、一般住民を優先の上、対象者を空き接種枠を基本として実施

Fグループ

1回目 令和3年7月11日(日) 2回目 令和3年8月1日(日)

※ 接種受付時間帯枠については、南山城村で指定。

※ 上記日程でご都合がつかない場合は、6月27日(日)Dグループの日程で接種を調整。

3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定方法は以下のとおりとする。

○総人口は、令和3年4月1日現在	2,584人として算出
○高齢者 令和3年4月1日現在の65歳以上の者の合計	1,260人
○基礎疾患を有する者 総人口の8.2%(20歳~64歳の場合)	212人
○高齢者施設等の従事者 総人口の1.6%	42人

- 60歳～64歳の者 令和3年4月1日現在の60～64歳の者の合計 203人
- 上記以外の者 総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、
高齢者施設等の従事者、60歳～64歳の者を除いた人数 合計 867人

○このほか、一定の要件を満たす場合、村内に住所を有しない方が接種することもできる。一定の要件については、予防接種の手引きを参照とする。

4. 接種対象者への連絡

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。

- 高齢者
- 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する場合がある。

第4 予防接種実施の体制等

1. 基本的考え方

円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、必要な体制を整え、村民の安心安全な接種をめざす。

2. 実施期間

予防接種の手引きに示す期間とする。

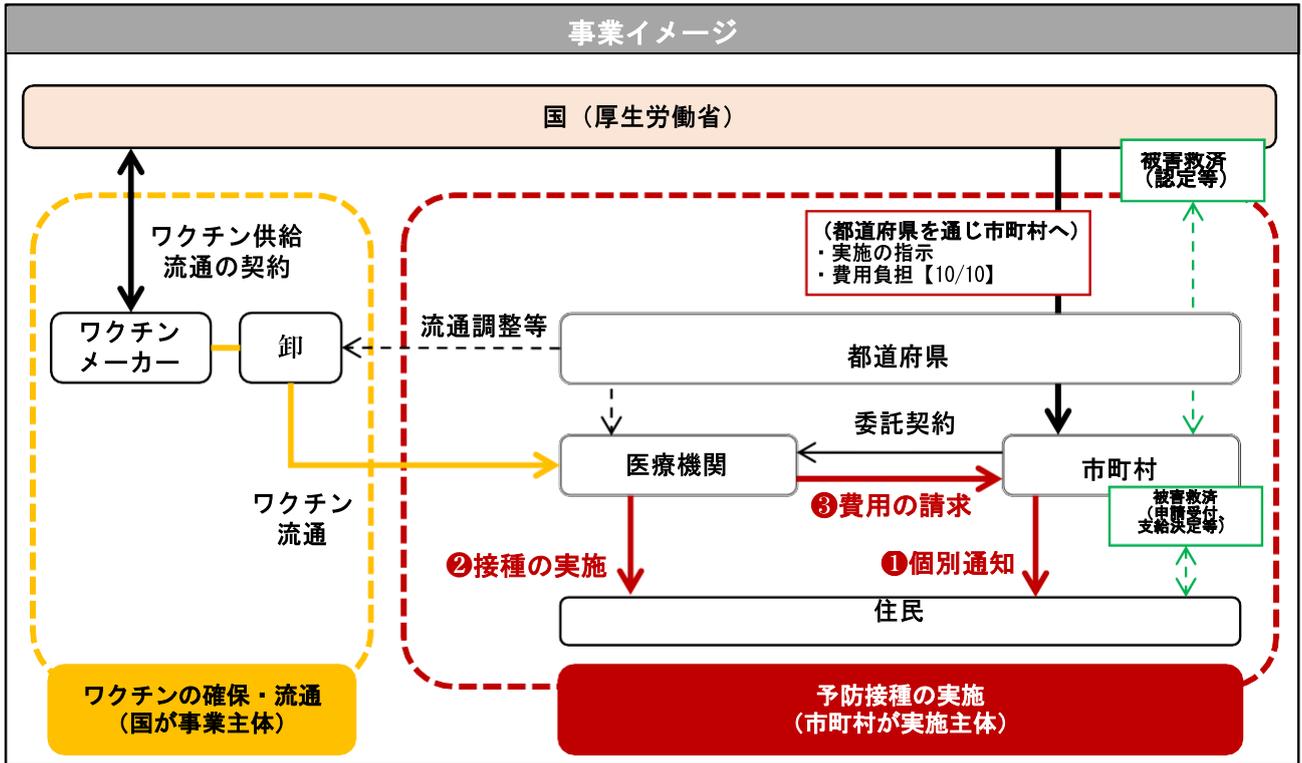
【現時点での接種スケジュール（予定）】

5月	5月～6月	7月～8月上旬
○高齢者接種券配布  <u>ワクチンの供給時期に合わせて配布</u>	○高齢者接種（高齢者施設入所者等含む）  <u>5月中旬開始～6月下旬接種完了</u> ○一般の方の接種券配布  <u>6月上旬予定</u>	○一般の方の接種（基礎疾患のある方を優先）  <u>6月下旬から接種開始・順次完了（集団接種 8/1）</u>
＊南山城村保健福祉センター内のワクチン接種予約コールセンター 専用電話及びwebサイトにて予約受付（予約専用ダイヤル 93-1567） URL: https://vaccines.sciseed.jp/minamiyamashimura/login		

* 本スケジュールは、令和3年5月末時点の状況を踏まえたもので、ワクチンの供給時期により変動がある。

* 配布する接種券は、別紙のとおりとする。

ワクチン接種事業にかかる全体の事業イメージ



接種実施体制の確保

集団接種会場を運営するためには、多くの医療従事者が必要であることから、医師会、看護協会、薬剤師会等の協力を得てその確保を行っている。

また、予防接種計画に基づき必要な医師等の医療従事者の数や期間を算定し、地域の実情に合わせた確保に努め調整を行ってきた。

	役割	医師	看護師	薬剤師	事務員
予診・接種	予診担当	○			
	接種担当		○		
	薬液充填及び接種補助担当		○	※注射薬の希釈・充填に熟練した医療従事者であることが望ましい。	
接種後	状態観察担当		○	※可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。	
その他	・検温 ・受付 ・記録 ・誘導 ・案内 ・予診票確認 ・接種済証の発行 ・接種後の注意喚起 など		○	※予診票確認や接種済証発行時に行う接種後の注意喚起については、可能であれば医療従事者が望ましい。 ※会場の環境管理については、薬剤師が望ましい。	

接種会場は、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、必要な処置ができる資材を準備。また、それらが常時対応可能となるよう、適切に管理すること。

＜接種後の副反応の対応・準備＞

- 副反応等への対応は、接種会場からの救急搬送を受け入れる可能性のある山城総合医療センターおよび相楽中部消防本部に集団接種日程等の通知済。また相楽医師会および接種実施に関わる医療機関の意見を仰ぎながら、その処置に必要な救急資材を準備調整済。
- 接種会場用の呼吸確保の挿管機材一式、アドレナリンシリンジ製剤（エピペン®等）、処置用簡易ベッド2台を確保済。

参考：アナフィラキシー症状の初期対応

■ 初期対応の手順

1 バイタルサインの確認

循環、気道、呼吸、意識状態、皮膚、体重を評価する。



2 助けを呼ぶ

可能なら蘇生チーム（院内）または救急隊（地域）。



3 アドレナリンの筋肉注射

0.01mg/kg（最大量：成人0.5mg、小児0.3mg）、必要に応じて5～15分毎に再投与する。



4 患者を仰臥位にする

仰向けにして30cm程度足を高くする。呼吸が苦しいときは少し上体を起こす。嘔吐しているときは顔を横向きにする。突然立ち上がったたり座ったりした場合、数秒で急変することがある。



5 酸素投与

必要な場合、フェイスマスクか経鼻エアウェイで高流量（6～8L/分）の酸素投与を行う。



6 静脈ルートの確保

必要に応じて0.9%（等張/生理）食塩水を5～10分の間に成人なら5～10ml/kg、小児なら10ml/kg投与する。



7 心肺蘇生

必要に応じて胸部圧迫法で心肺蘇生を行う。



8 バイタル測定

頻回かつ定期的に患者の血圧、脈拍、呼吸状態、酸素化を評価する。



引用：アナフィラキシーガイドライン P13
2014年11月1日発行

●副反応の緊急対応時（救急隊 119 を呼んだ際）
対象者の接種情報として予診票の写しを申し送りの際に
渡すこと！（名前、生年月日、既往歴・ワクチンロット
No.・服用薬等がわかる資料）

3. 実務体制の確保

接種までの準備に当たっては、平時の予防接種業務の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、封入作業や予約管理のためのシステムの導入、予約受付コールセンターの設置、データ入力など臨時職員の雇い入れや集団接種会場の設営や会場運営に必要なスタッフについて、外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減を図る。

また、新型コロナワクチンの接種を実施するために必要な物資は、あらかじめ確認し、調達を進める。

4. 接種会場

予防接種を行う会場は、原則、南山城村が特別に設置する集団接種会場（以下「集団接種会場」という。）による集団接種とする。なお、これによることができない場合は、別途個別接種医療機関（以下「接種医療機関」という。）を確保し実施する。

予防接種を行う接種医療機関とは、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。なお、接種に必要な物品等は、接種医療機関が準備するものとする。

（集団接種会場）

名 称	住 所	電話番号
南山城村文化会館	南山城村大字北大河原小字久保8番地	93-0560

（接種医療機関一覧）

名 称	住 所	電話番号
（医）竹澤内科小児科医院	南山城村大字北大河原小字殿田106番地	93-0808

5. 接種体制の確保

新型コロナワクチン接種に当たっては、集団接種会場での3密対策への対応、接種医療機関の協力が不可欠であることから、接種医療機関と綿密な協議を行い、予防接種実施に際しての人的な協力並びに時間ごとの予約枠の設定、被接種者の動線確保の検討、より住民の集団接種時における実施体制の構築確保について協力を仰ぐ。

6. 予約受付

予防接種を行う際は、接種機関と事前に日時、接種人数を協議し、村が設置する予約コールセンターの専用電話又はWebサイトを利用した予約管理システムにより予約を受け付ける。

受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日の接種会場におけるワクチン供給量において接種人数を可能な限り多く接種が可能な方法で接種できる体制を確保するよう配慮・検討する。

7. 接種を実施する段階における注意及び予防接種への同意

- (1) 接種対象者の本人確認
接種券及び予診票を事前送付する。この際、接種当日に本人確認を証する免許証、健康保険証等で本人を確認することを事前に十分周知を行う。
- (2) 接種対象者の本人の予防接種への予診票への本人署名の確認
- (3) 接種機関は、対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名と本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認する。
予防接種前には、問診、検温及び視診・聴診等の診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者に該当するか否かを診察により判断し接種を実施する。
- (4) 接種不適合者及び予防接種要注意者
予診の結果、37.5℃以上の明らかな発熱が認められる等の異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。
また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。
- (5) 接種後副反応等に関する説明及び同意
予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。
- (6) 16歳未満の予防接種等（今後接種対象となる方向で検討されている）
接種対象となった16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。ただし、あらかじめ、接種することについて、保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者は、保護者の同伴を要しない。
意思確認が困難な者に対する予防接種については、家族や、介護施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種の同意を確認できた場合に接種を行う。

8. ワクチンの確保

村は、京都府から割り当てられた新型コロナワクチンを接種機関に割り当てる。また、冷凍ワクチンを接種機関に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バッグ等を使用し、村が責任をもって移送する。

9. 接種費用の支払い

- (1) 接種者対象者が住民票所在地の接種機関で予防接種を受けた場合
接種医療機関は、南山城村に直接費用を請求する。村は、請求された内容を審査した後、その請求額の支払いを行う。
- (2) 接種対象者が住民票所在地外に所在する医療機関で接種を受けた場合
接種を行った医療機関等は、京都府国民健康保険連合会（以下「国保連」と

いう。)へ予診票、請求書等の送付を行う。国保連は、その請求を受け支払を行う。

10. 村民への情報提供、相談受付

村は、村民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。ただし、専門的な相談対応は京都府が担うことから、京都府と連携して対応する。

11. 予防接種による健康被害の発生

予防接種によって健康被害が生じた場合は、速やかに南山城村予防接種健康被害調査委員会による調査を実施する。

なお、接種による軽度の副反応について、接種医療機関や被接種者からの情報を記録し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告するものとする。

12. 予防接種による健康被害救済

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合は、国の健康被害救済制度を活用し救済措置を実施する。

13. 接種記録の管理

村は、村民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

登録したデータは、個人情報保護の観点から厳格な管理を行うものとする。ワクチン接種管理として、国が運用するVRS（ワクチン記録システム）へのシステム連携を行い住民のワクチン接種状況について情報連携を図り活用する。

14. その他

本計画に定めのないものは、その都度、京都府、相楽医師会、相楽薬剤師会、接種医療機関と協議し、決定するものとする。

業務実施フローチャート及び集団接種会場 各部署の配置イメージ・流れ等

- 南山城村ワクチン接種会場レイアウト図
 - ・ ワクチン接種会場 スタッフスペース他
- 南山城村新型コロナウイルスワクチン接種会場全体レイアウト（配置イメージ・接種の流れ）
 - ・ 受付前待機エリア・事前書類確認エリア
 - ・ 受付エリア・予診票確認エリア
 - ・ 受付・予診票確認・予診待機・予診エリアの誘導
 - ・ ワクチン接種エリア
 - ・ ワクチン接種エリア（研修室）
 - ・ ワクチン接種済証・接種台帳記録・次回予約エリア
 - ・ 健康観察エリア（ホール内）椅子 70脚
 - ・ 健康観察エリアからの帰宅ルートと送迎バス待ち待機

- 新型コロナウイルスワクチン集団接種業務フローチャート
 - ・ 接種コーナーの案内・接種・接種後の対応
 - ・ 接種後の事務処理・業務フローチャート

- 接種後の副反応の緊急初動対応時マニュアル

- 接種の実務（全体流れ）
（※受付・予診・接種後・接種券（接種済証発行）・予診票の注意事項抜粋）

- 送迎バス運行時刻表